

中九州横断道路「滝室坂道路」開通を契機とした情報発信・交流人口拡大事業業務委託仕様書

1 委託番号及び委託業務名

(委託業務番号) R8産企委第3号

(委託業務名) 中九州横断道路「滝室坂道路」開通を契機とした情報発信・交流人口拡大事業業務委託

2 業務目的

令和8年度に開通する「滝室坂道路」を契機として、主要観光拠点「UBUYAMA PLACE」から村内全域への回遊を促進し、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、村内周遊キャンペーン（スタンプラリー）の企画・運営並びに村内観光資源を体系的に紹介する総合ガイドブックの制作を実施する。

3 業務内容

本業務は、以下の2つの業務で構成する。

(1) 周遊キャンペーン（スタンプラリー）実施業務

【企画立案】

- ・滝室坂道路の全線開通を契機とした村内全域での周遊キャンペーンの企画
- ・スタンプラリーの参加条件、賞品設計 等

【デザイン制作】

- ・スタンプ台紙
- ・スタンプデザイン（20箇所を想定）
- ・のぼり旗（20本）
- ・チラシ（5,000枚）、ポスター（50枚）

【制作物の印刷・製作】

- ・上記デザイン物の印刷・製作

【賞品の調達】

- ・特産品詰合せ、あか牛セット等

【広報・周知】

- ・熊本市方面及び滝室坂道路沿線でのチラシ設置調整
- ・観光案内所、空港、道の駅等への配布調整

【運営支援】

- ・スタンプラリー参加状況の管理
- ・応募受付・抽選・発送業務

【実施期間】

- ・令和8年9月～令和9年1月（予定）

(2) 総合ガイドブック制作業務

【企画構成案の作成】

- ・村内全域を網羅し、村の特色を活かしたガイドブックの作成

【取材・原稿作成】

- ・各施設・店舗への取材
- ・記事構成、文章作成

【デザイン制作】

- ・ガイドブック全体のレイアウトデザイン

【印刷】

- ・5,000部

【配布調整】

- ・熊本駅、交通センター、城彩苑、空港、道の駅等への設置調整

【納品物】

- ・ガイドブック（5,000部）
- ・デザインデータ（AI・PDF）
- ・撮影データ（JPEG・RAW）

4 成果物

(1) 周遊キャンペーン関連

- ・スタンプ台紙デザインデータ
- ・スタンプ（20種）
- ・のぼり旗（20本）
- ・チラシ（5,000枚）
- ・ポスター（50枚）
- ・賞品発送記録
- ・実施報告書（参加者数、応募数、分析含む）

(2) ガイドブック関連

- ・ガイドブック（5,000部）
- ・デザインデータ（AI・PDF）
- ・撮影データ（JPEG・RAW）
- ・取材原稿データ
- ・周遊コース案
- ・制作報告書

5 履行期間

交付決定日から令和9年2月26日まで

（委託業務報告書の提出及び委託料支払い完了まで）

6 委託上限額

4,000,000円（消費税・地方消費税を含む）

7 提案書の提出内容

(1) 提出資料

- ①公募型プロポーザル方式企画提案書（実施要綱様式第1号）
- ②企画提案内容（任意様式）
 - ※原則、A4サイズ／10枚／両面印刷20ページ以内（表紙を除く）とする。
 - 次の内容を含むこと
 - ア. 周遊キャンペーンに対する提案
 - イ. ガイドブック制作に対する提案
 - ウ. 全体スケジュール
 - エ. 実施体制
 - オ. 類似業務の実績
- ③参加資格申立書（実施要綱様式第2号）
- ④会社等概要（任意様式）
- ⑤見積書（任意様式）
- (2) 提出方法
 - 持参又は郵送
- (3) 提出部数
 - 6部（正本1部、副本5部）
- (4) 提出期限
 - 令和8年6月19日（金）午後5時15分（必着）
- (5) 提出先
 - 産山村企画振興課商工・観光係（担当：井山、光永）
 - 〒869-2703 熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿488番地3
 - TEL：0967-25-2211 FAX：0967-25-2864
 - ※郵送の場合は、封筒に「中九州横断道路「滝室坂道路」開通を契機とした情報発信・交流人口拡大事業プロポーザル方式企画提案書在中」と朱書きすること。
- (6) プレゼンテーション日時及び場所
 - 実施日：令和8年6月25日（木）午後2時から
 - 場 所：産山村基幹集落センター 2階大会議室
 - ※1社20分程度
 - ※対面による提案書の説明、質疑応答形式とする。また、出席者は2名以内とし、配置予定の現場責任者は必ず出席すること。
 - ※ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

8 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。委託先の選定に当たっては、応募者から提案のあった内容を審査し、適当と認められる応募者を予算の範囲内で採択する。

(1) 評価基準及び審査方法

産山村プロポーザル方式審査会設置要綱（令和元年要綱第14号。以下「設置要綱」という。）第2条第1項に基づき、審査会を設置のうえ審査を行う。

なお、産山村公募型プロポーザル方式実施要綱（令和元年要綱第13号。以下

「実施要綱」という。) 第9条第3項に基づき、次の表のとおり評価基準を定め、当該評価基準に基づき、応募者から提出された書面により審査を行い、3名の審査委員の合計点が最も高い事業者を受託者とする。

項目	内容	配点
(ア) 参加資格	・参加条件に該当しているか。	適・否
(イ) 会社概要	・類似事業等の実績はあるか。	10
(ウ) 周遊キャンペーンへの提案	・村の現状を把握した提案となっているか。 ・村内の周遊促進や交流人口の拡大に資する提案となっているか。	40
(エ) ガイドブック制作への提案	・周遊、再訪に繋がる提案となっているか。 ・村の特色を活かした提案となっているか。	40
(オ) 見積金額	・見積金額の評価	10

(2) 審査委員

設置要綱第2条第2項の規定に基づき、次の者を審査委員として選任する。

所 属 ・ 職 名	氏 名
産山村役場 総務課長	井 隆博
産山村役場 経済建設課長	荻 修一郎
産山村役場 企画振興課長	平嶋 伸幸

(3) 審査結果の通知

全ての応募者に対し、審査結果を書面にて通知する。

9 その他

- ・業務遂行に必要な調整（施設取材、設置交渉等）は、産山村と協議のうえ実施する。
- ・著作権は産山村に帰属する。
- ・個人情報の取扱いは法令に従うこと。